

5、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
計画人口	101,883人	102,138人	102,393人	102,648人	102,902人
見込排出量	6,693トン	6,578トン	6,458トン	6,341トン	6,225トン

容器包装廃棄物の発生量の予測

単位:トン

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
缶類	スチール製容器	207	204	200	196	193
	アルミ製容器	207	204	200	196	193
ガラス製容器		1,185	1,164	1,143	1,122	1,102
紙類	飲料用紙製容器	207	204	200	196	193
	段ボール	829	815	800	786	771
	その他紙製容器	1,333	1,310	1,286	1,263	1,239
プラスチック類	ペットボトル	415	407	400	393	386
	トレイ	59	58	57	56	55
	その他容器	2,251	2,212	2,172	2,133	2,093
容器包装合計		6,693	6,578	6,458	6,341	6,225
全ごみ量(粗大を除く)		29,619	29,100	28,580	28,061	27,543

6、容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における出前講座等による環境教育やごみ処理施設の見学などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、最終処分場ひっ迫、ごみ処理経費の増加等ごみ処理状況の情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の持参の徹底等の普及啓発、指導、関係者の連携を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。